

第1章

計画策定にあたって



我が国の令和元年の平均寿命は、男性が81.41年、女性が87.45年、健康寿命（健康で過ごすことのできる期間）は、男性が72.68年、女性が75.38年と高い水準を保持しており、世界有数の長寿国となっています。

一方、食事や生活習慣の変化等により、がん、循環器疾患（脳卒中、虚血性心疾患等）、糖尿病等の生活習慣病や高齢化に伴う認知機能、運動器機能の低下を要因とする要介護者の増加や健康問題、経済・生活問題等を原因とするこころの問題等、健康課題が複雑化・多様化しています。また、近年の新型コロナウイルス感染症の拡大は、テレワークやオンライン会議等の浸透など、勤務スタイルに大きな変化をもたらすとともに、外出自粛によるストレスなど、人々の生活様式に大きな影響を与えました。さらに、個々人の健康に対する意識や行動も大きく変化しており、これからの市民生活には、よりきめ細かな健康づくり対策が必要となっています。

そして、平成27年に、国連総会で持続可能な開発目標が採択され、持続可能な社会を実現するための17の目標が設定されたことを受け、市民の日常生活においてもSDGsの考え方が浸透しつつあります。

このような状況の中、国では令和5年に国民の健康の増進の総合的な推進を図るための基本的な方針に基づき、第5次国民健康づくり対策である「21世紀における第三次国民健康づくり運動（健康日本21（第三次）」が策定されました。

この健康日本21（第三次）では、以下のとおり、新たな健康課題や社会背景、国際的な潮流等を踏まえ、取り組んでいくことが必要であるとしています。

◆今後予想される社会変化◆

- 少子化・高齢化がさらに進み、総人口・生産年齢人口が減少し、独居世帯が増加する。
- 女性の社会進出、労働移動の円滑化、仕事と育児・介護との両立や多様な働き方の広まり、高齢者の就労拡大などを通じ社会の多様化がさらに進む。
- あらゆる分野でデジタルトランスフォーメーション（DX）が加速する。
- 次なる新興感染症も見据えた新しい生活様式への対応が進む。

本市においては、平成25年度に「第2次健康いんざい21 ～印西市健康増進・食育推進計画～」を策定し、『めざす健康 大切に作る食 みんないきいき すこやか笑顔』を基本理念とし、生涯いきいき元気で笑顔あふれる印西市をめざしてさまざまな施策を展開してきました。

令和6年度に本計画が最終年度を迎えることから、本市の現状を踏まえ、これからの健康づくりに向けて、人々の意識や行動の変化に対応した取組みを推進するため、令和7年度を初年度とする次期計画となる「第3次健康いんざい21 ～印西市健康増進計画・食育推進計画・歯と口腔の健口プラン～」を策定します。

※第2次計画では、サブタイトルを「印西市健康増進・食育推進計画」としていましたが、近年、歯科口腔保健についての重要性が高まっており、令和6年度から国の「歯科口腔保健の推進に関する基本的事項（第2次）」（歯・口腔の健康づくりプラン）が展開されることを受け、歯科口腔保健の推進に関する計画として「歯と口腔の健口プラン」を健康いんざい21の中に位置付け、サブタイトルに追加しています。

(1) 健康日本21(第三次)



国の「健康日本21(第三次)」では、以下のとおり、4つの基本的な方向が示されています。

健康日本21(第三次)基本的な方向

基本的な方向1 健康寿命の延伸・健康格差の縮小

全ての国民が健やかで心豊かに生活できる持続可能な社会の実現のため、個人の行動と健康状態の改善に加え、個人をとりまく社会環境整備や、その質の向上を通じて健康寿命の延伸及び健康格差の縮小を実現する。

基本的な方向2 個人の行動と健康状態の改善

すでのがんなどの疾患を抱えている人も含め、「誰一人取り残さない」健康づくりの観点から、生活習慣病の発症予防・重症化予防だけでなく健康づくりが重要であることに鑑み、生活機能の維持・向上の観点も踏まえた取組を推進する。

基本的な方向3 社会環境の質の向上

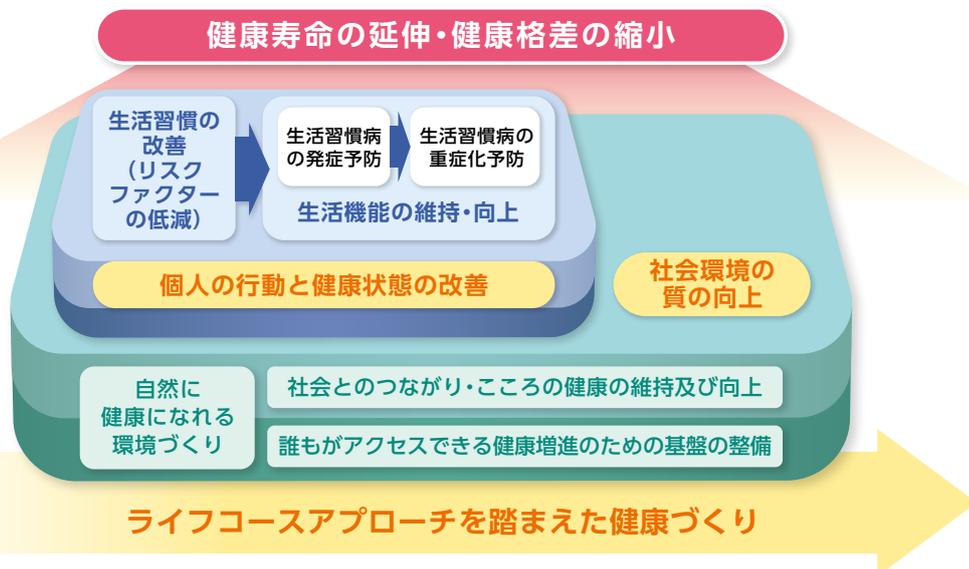
関係省庁とも連携しつつ、就労、ボランティア、通いの場等の居場所づくりや社会参加の取組に加え、各人がより緩やかな関係性も含んだつながりを持つことができる環境整備やこころの健康を守るための環境整備を行うことで、社会とのつながり・こころの健康の維持及び向上を図るための取組を進める。

基本的な方向4 ライフコースアプローチを踏まえた健康づくり

社会がより多様化することや、人生100年時代が本格的に到来することを踏まえれば、基本的な方向1から3に掲げる各要素を様々なライフステージ(乳幼児期、青壮年期、高齢期等の人の生涯における各段階)において享受できることがより重要であり、各ライフステージに特有の健康づくりについて、引き続き取組を進めるとともに、ライフコースアプローチ(胎児期から高齢期に至るまでの人の生涯を経時的に捉えた健康づくり)について、健康づくりに関連する計画等とも連携しつつ、取組を進めていく。

健康日本21(第三次)の概念図

全ての国民が健やかで心豊かに生活できる持続可能な社会の実現のために、以下に示す方向性で健康づくりを進める



(2) 第4次食育推進基本計画



令和2年度に策定された「第4次食育推進基本計画」では、以下のとおり、7つの基本的な取組方針が示されています。

第4次食育推進基本計画(令和3年度～令和7年度) 基本的な取組方針

基本的な取組方針

- | | |
|----------------------------|---|
| (1) 国民の心身の健康の増進と豊かな人間形成 | (5) 食に関する体験活動と食育推進活動の実践 |
| (2) 食に関する感謝の念と理解 | (6) 我が国の伝統的な食文化、環境と調和した生産等への配慮及び農山漁村の活性化と食料自給率の向上への貢献 |
| (3) 食育推進運動の展開 | (7) 食品の安全性の確保等における食育の役割 |
| (4) 子供の食育における保護者、教育関係者等の役割 | |

(3) 歯科口腔保健の推進に関する基本的事項(第2次)(歯・口腔の健康づくりプラン)



全ての国民にとって健康で質の高い生活を営む基盤となる生涯を通じた歯科口腔保健を実現することを目的に、令和6年度から令和17年度までの「歯科口腔保健の推進に関する基本的事項(第2次)」(歯・口腔の健康づくりプラン)を推進することとしています。

歯科口腔保健の推進に関する基本的事項(第2次)(令和6年度～令和17年度)

1 歯・口腔に関する健康格差の縮小

社会における地域格差や経済格差による歯・口腔に関する健康格差の縮小を目指し、その状況の把握に努めるとともに、地域や集団の状況に応じた効果的な歯科口腔保健施策に取り組み、口腔に関する健康格差の縮小を目指す。

2 歯科疾患の予防

う蝕、歯周病等の歯科疾患がない社会を目指して、歯科疾患の成り立ち及び予防方法について広く国民に普及啓発を行うとともに、歯・口腔の健康を増進する一次予防に重点を置いた対策を総合的に推進する。また、歯科疾患の発症・重症化リスクが高い集団に対する歯・口腔の健康に関連する生活習慣の改善や歯の喪失の防止等のための取組を組み合わせることにより、効果的な歯科疾患の予防・重症化予防を実現する。

3 口腔機能の獲得・維持・向上

食べる喜び、話す楽しみ等のQOL(生活の質)の向上等のために、口腔機能の獲得・維持・向上を図るには、各ライフステージにおける適切な取組が重要である。特に、乳幼児期から青年期にかけては良好な口腔・顎・顔面の成長発育及び適切な口腔機能の獲得を図る必要がある。壮年期から高齢期においては、口腔機能の維持を図るとともに、口腔機能が低下した際には回復及び向上を図っていくことが重要である。

4 定期的に歯科検診又は歯科医療を受けることが困難な者に対する歯科口腔保健

障害者・障害児、要介護高齢者等で、在宅で生活する者等、定期的に歯科検診(健康診査及び健康診断を含む。以下同じ。)又は歯科医療を受けることが困難な者に対しては、その状況に応じて、歯科疾患の予防や口腔機能の獲得・維持・向上等による歯科口腔保健の推進を引き続き図っていく必要がある。

5 歯科口腔保健を推進するために必要な社会環境の整備

歯科口腔保健に関する施策を総合的に推進していくため、国及び地方公共団体に歯科口腔保健の推進に関わる人材として、歯科専門職を配置し、資質の向上を図る。また、地方公共団体に、歯科医療又は保健指導に係る業務に従事する者等に対する情報の提供、研修の実施その他の支援を行う口腔保健支援センターを設置することを推進する。併せて、歯科口腔保健の推進に関する条例等の制定、より実効性をもつ歯科口腔保健施策のための適切なPDCAサイクルに沿った取組の実施等により、地方公共団体における効果的な歯科口腔保健施策を推進する。また、歯科疾患等の早期発見等を行うために、定期的な歯科検診の機会の拡充等の歯科検診の実施に係る体制整備に取り組む。

(4) 第4期がん対策推進基本計画

がん対策基本法第10条第7項に基づき、令和5年3月に「第4期がん対策推進基本計画」が閣議決定されています。

「第4期がん対策推進基本計画」では、以下のとおり、全体目標、分野別目標が示されています。

第4期がん対策推進基本計画(令和5年度～令和10年度) 全体目標と分野別目標

全体目標 「誰一人取り残さないがん対策を推進し、全ての国民とがんの克服を目指す。」

分野別目標

●「がん予防」分野

がんを知り、がんを予防すること、がん検診による早期発見・早期治療を促すことで、がん罹患率・がん死亡率の減少を目指す

●「がん医療」分野

適切な医療を受けられる体制を充実させることで、がん生存率の向上・がん死亡率の減少・全てのがん患者及びその家族等の療養生活の質の向上を目指す

●「がんとの共生」分野

がんになっても安心して生活し、尊厳を持って生きることのできる地域共生社会を実現することで、全てのがん患者及びその家族等の療養生活の質の向上を目指す

3 県の健康に関する計画の概要

(1) 健康ちば21(第3次)

健康ちば21(第3次)(令和6年度～令和17年度)

基本理念 全ての県民が健やかで心豊かに生活できる持続可能な社会の実現

全ての県民が健やかで心豊かに生活できる持続可能な社会の実現に向け、誰一人取り残さない健康づくりの展開と、より実効性をもつ取組の推進を通じて、県民の健康増進の総合的な推進を図るため、健康ちば21(第3次)を推進します。

基本的な方向

- ・本県の平均寿命及び健康寿命は男女とも着実に延伸していることから、引き続き健康課題の改善に取り組み、全体的な底上げを図ることで健康格差を縮小していきます。
- ・健康に関心が薄い層へのアプローチが必要であり、本人が無理なく自然に健康な行動が取れるような環境づくりを推進していきます。
- ・個人の生活習慣では、特に「栄養・食生活」「身体活動・運動」分野の改善が必要です。このため、ライフコースアプローチや地域特性に応じた健康づくり施策を推進していきます。
- ・健康づくりに関する活動に取り組み、自発的に情報発信を行う企業や団体が増加していることから、県全体で健康づくりの取組を連携して推進していきます。

総合目標 健康寿命の延伸と健康格差の縮小

全ての県民が健やかで心豊かに生活できる持続可能な社会の実現のため、個人の行動と健康状態の改善に加え、個人を取り巻く社会環境の整備やその質の向上を通じて、健康寿命の延伸及び健康格差の縮小を目指します。その際、個人の行動と健康状態の改善とそれらを促す社会環境の質の向上との関係性を念頭に取組みます。また、個人の行動と健康状態の改善に加えて、社会環境の質の向上に向けた取組を進めることで、更なる健康寿命の延伸・健康格差の縮小を目指します。

(2) 第4次千葉県食育推進計画



第4次千葉県食育推進基本計画(令和4年度～令和8年度)

基本目標

「ちばの恵み」を取り入れたバランスのよい食生活の実践による生涯健康で心豊かな人づくり

施策の方向性

「バランスのよい食生活」を目指し、各ライフステージでの食育の取組を明確にし、食育関係者と連携して、県民ニーズをとらえた取り組みやすい内容とします。

また、持続可能な食を支えるため、地産地消や食品ロス削減などのSDGsの実現に向けた取組を通して、県民の食育への関心を高めます。

3つの施策

- I ライフステージに対応した食育の推進
- II 生産から消費まで食のつながりを意識した食育の推進
- III ちばの食育を進める環境づくり

(3) 第3次千葉県歯・口腔保健計画



第3次千葉県歯・口腔保健計画(令和6年度～令和11年度)

基本理念

全ての県民にとって健康で質の高い生活を営む基盤となる歯科口腔保健の実現

基本方針

- **歯・口腔に関する健康格差の縮小**
社会における地域格差や経済格差による歯・口腔に関する健康格差の縮小を目指し、効果的な歯科口腔保健施策に取り組んでいきます。
- **歯科疾患の予防**
生涯を通じた歯科疾患の発症予防・重症化予防に取り組んでいきます。
- **口腔機能の獲得・維持・向上**
乳幼児期から中年期・高齢期におけるライフコースアプローチを踏まえた、口腔機能の獲得・維持・向上に取り組んでいきます。
- **定期的に歯科健診又は歯科医療を受けることが困難な人に対する歯科口腔保健**
定期的な歯科健診又は歯科医療を受けることが困難な人に対し、歯科疾患の予防や口腔機能の獲得・維持・向上等による歯科口腔保健の推進を図ります。
- **歯・口腔保健を支える社会環境の整備**
歯・口腔の健康づくりの推進に資する情報収集・提供、市町村その他関係者の連携体制構築、人材確保及び資質の向上、災害時等における体制確保などを通じて、歯科口腔保健を推進するために必要な社会環境の整備を図ります。

総合目標

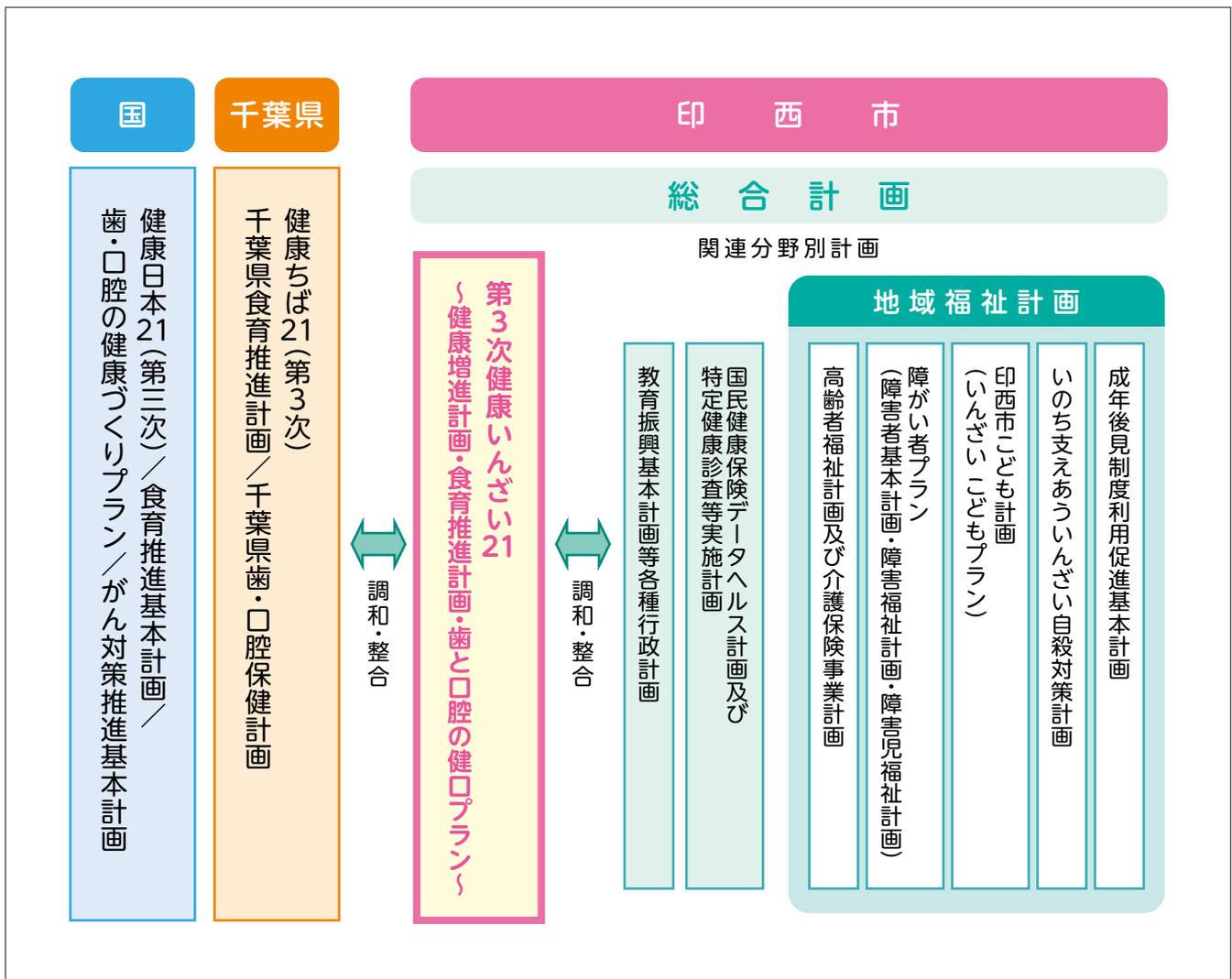
歯・口腔の健康づくりによる健康寿命の延伸と健康格差の縮小

(1) 法的根拠と他計画との関係

本計画は、健康増進法第8条第2項に規定する「市町村健康増進計画」、食育基本法第18条に規定する「市町村食育推進計画」及び歯科口腔保健の推進に関する基本的事項(第2次)(歯・口腔の健康づくりプラン)第三の一に規定する計画に位置付けられ、相互に関係しながら効率的に事業を推進していきます。また、策定にあたっては、国の「健康日本21(第三次)」、「第4次食育推進基本計画」、「歯科口腔保健の推進に関する基本的事項(第2次)」、「第4期がん対策推進基本計画」並びに県の「健康ちば21(第3次)」、「第4次千葉県食育推進計画」、「第3次千葉県歯・口腔保健計画」を勘案しています。

さらに、本市の最上位計画である総合計画や、地域福祉計画と一体的に定める各種計画、教育振興基本計画、印西市国民健康保険データヘルス計画及び特定健康診査等実施計画等各種行政計画との調和・整合を図りました。

本計画と関連計画との位置付け



(2) SDGsの視点



「持続可能な開発のための2030アジェンダ」は、17の目標と169のターゲットからなる「SDGs(持続可能な開発目標)」を掲げ、「誰一人取り残さない」社会の実現を目指しています。

本市ではSDGsの取組みを推進しています。また、総合計画の各施策には、関連するSDGsのゴールを位置付けていることから、本計画においても、関連の深い以下の目標を念頭に置きながら推進していきます。

	1 貧困をなくそう		8 働きがいも経済成長も
	2 飢餓をゼロに		10 人や国の不平等をなくそう
	3 すべての人に健康と福祉を		11 住み続けられるまちづくりを
	4 質の高い教育をみんなに		16 平和と公正をすべての人に
	5 ジェンダー平等を実現しよう		17 パートナーシップで目標を達成しよう

5 計画期間

「健康日本21(第三次)」の計画期間が令和6年度から令和17年度までの12年間となることから、「健康日本21(第三次)」と整合性をとり、本計画の計画期間も令和18年度までの12年間とします。なお、令和12年度に中間評価を行います。

令和													
7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20
第3次健康いんざい21													
					中間 評価							次期計画	

(1) 計画の推進にあたって

各分野の市民、地域、市の健康づくりのための取組みをそれぞれが推進し、目指すべき姿をイメージし、活動目標、成果目標の達成に向け、市民、地域、行政が一体となって健康づくりに取り組んでいくこととします。

(2) 計画の推進体制

関係団体や関係諸機関等と連携するとともに、保健・医療分野に限らず関係各課とも連携し、全庁的に計画の推進に取り組み、市民の心身の健康増進に努めます。また、「印西市健康づくり推進協議会」において健康づくりについての状況や情報を共有し、状況に応じた新たな取組みや連携方法を検討しながら、計画の推進に努めます。

(3) 計画の点検・評価

計画を具体的かつ効率的、効果的に推進していくためには、定期的に調査、分析及び評価を行い、必要に応じて、計画の変更や措置を講じる「PDCAサイクル」による進行管理が必要です。

本計画では、公募市民、保健又は医療関係者、関係行政機関代表者、学識経験者などで構成する印西市健康づくり推進協議会を中心に、年度ごとに施策の進捗状況を点検・評価し、必要に応じて改善する等計画の進行管理を行います。

